

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月27日
【会社名】	イーレックス株式会社
【英訳名】	eREX Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本名 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町三丁目 3番14号
【電話番号】	03-3243-1185
【事務連絡者氏名】	専務取締役 花島 克彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町三丁目 3番14号
【電話番号】	03-3243-1185
【事務連絡者氏名】	専務取締役 花島 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月24日の第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円 総額406,900,000円

ロ 効力発生日

平成28年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

渡邊博、本名均、花島克彦、上田元彦、田村信、田村達也を取締役に選任するものであります。

第3号議案 役員賞与支給の件

平成28年3月期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（いずれも社外監査役）に対し、平成28年3月期の業績を勘案して、役員賞与総額97,500千円（社外取締役以外の取締役分87,500千円、社外取締役分5,500千円、監査役分4,500千円）を支給するものであります。

なお、各取締役及び各監査役に対する具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度が廃止されることに伴い、平成28年3月期末時点の取締役のうち社外取締役を除く3名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期は各取締役の退任時としたうえで、その具体的金額、支給の方法等は取締役会に一任するものであります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、役位及び会社業績等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

本制度は、平成26年1月16日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	105,907	226	-	(注1)	可決 88.20
第2号議案 取締役6名選任の件					
渡邊 博	105,858	275	-		可決 88.16
本名 均	105,913	220	-		可決 88.20
花島 克彦	105,909	224	-	(注2)	可決 88.20
上田 元彦	103,378	2,755	-		可決 86.09
田村 信	104,741	1,392	-		可決 87.23
田村 達也	105,238	895	-		可決 87.64
第3号議案 役員賞与支給の件	105,421	712	-	(注1)	可決 87.80
第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	100,611	5,522	-	(注1)	可決 83.79
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	105,881	252	-	(注1)	可決 88.18

(注1) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。